

西尾市不当要求行為対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の事務に係るあらゆる不当要求行為に対する組織的な取組を行うために必要な事項を定めることにより、不当要求行為による被害を未然に防止するとともに、不当要求行為が発生した場合に適切な対応を図り、もって職員の安全と事務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「不当要求行為」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 許認可等又は請負契約、補償契約その他の契約に関し、特定の個人又は法人
その他の団体のために特別に有利な取扱いをするよう要求する行為
- (2) 特定の個人又は法人その他の団体が、法令等で定められた基準に反した有利
な取扱いを受け、又は当該基準に反した不利な取扱いを受けるよう要求する行
為
- (3) 正当な理由もなく、又は正当な権利行使を装い、公共工事に係る入札への参
加又は入札方法の変更、公共工事又は許認可等に係る工事の中止又は計画変更
等を要求する行為
- (4) 提供を受けた役務、公共工事の施工又は道路、河川その他の公の营造物の設
置若しくは管理に瑕疵がないにもかかわらず瑕疵があるとし、又はその瑕疵の
程度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する
行為
- (5) 交通事故その他の事故による損害がないにもかかわらず、又はその損害の程
度を誇張して、損害賠償その他これに類する名目で金品等の供与を要求する行
為
- (6) 拒絶しているにもかかわらず、寄附金、賛助金その他これらに類する金品の
供与又は機関紙、図書等の購入を執ように要求する行為
- (7) 正当な理由もなく、若しくは正当な権利行使を装い、又は正常な状態で面談
することが困難として拒絶したにもかかわらず、強行に面接を強要する行為
- (8) 暴力行為、脅迫行為、喧騒行為その他の社会通念上相当と認められる範囲を
逸脱した手段により、要求の実現を図る行為
- (9) 乱暴な言動により、職員に身の安全の不安を抱かせる行為

(職員の責務)

第3条 職員は、前条第1号から第9号までに掲げる不当要求行為に対しては、これを拒否しなければならない。

2 職員は、執ような不当要求行為があった場合又は発生するおそれが高い場合は、直ちに所属長に報告しなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、所属職員から前条第2項の規定による報告を受け、当該報告内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認めるときは、直ちに、相手方に對して注意若しくは警告を発し、退去を命じ、又は警察へ通報する等必要な措置を講ずるとともに、その事案の概要を西尾市不当要求行為発生報告書(別記様式)により西尾市不当要求行為対策委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、第10条第1項に規定する不当要求防止責任者及び主務部長を経由して行わなければならない。

(不当要求行為対策委員会の設置)

第5条 不当要求行為による被害の未然防止、不当要求行為が発生した場合の対応その他の対策について協議するため、西尾市不当要求行為対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部を担当する副市長、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総合政策部長

(2) 資産経営局長

(3) 危機管理局長

(4) 健康福祉部長

(5) 子ども部長

(6) 市民部長

(7) 交流共創部長

(8) 産業部長

(9) 環境部長

(10) 建設部長

(11) 都市整備部長

- (12) 上下水道部長
- (13) 市民病院事務部長
- (14) 議会事務局長
- (15) 教育部長
- (16) 消防長

- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 委員会は、必要に応じて関係職員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。
- 9 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委員会の所掌事務)

第7条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 不当要求行為への基本的対応方針を検討すること。
- (2) 第4条の規定により報告を受けた不当要求行為事案の対応策を検討すること。
- (3) 不当要求行為に関する情報を収集し、第10条第1項に規定する不当要求防止責任者へ提供すること。
- (4) 西尾警察署等関係機関との連絡調整に関する事。
- (5) その他委員会が必要と認める事項に関する事。

(検討結果の報告)

第8条 委員長は、委員会における検討の結果を市長に報告するものとする。

(不当要求行為の行為者への警告及び法的措置)

第9条 市長は、前条の規定による報告に基づき必要があると認めるときは、告訴、告発、仮処分の申請、訴えの提起等の法的措置を講じ、又は文書で警告を行うものとする。

(不当要求防止責任者)

第10条 不当要求行為について適切な対策を講ずるため、各課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）に不当要求防止責任者を置く。

- 2 不当要求防止責任者は、各課の課長（課長相当職を含む。以下同じ。）の職にある者をもって充てる。

- 3 不当要求防止責任者は、不当要求行為の対策に関する課内の連絡調整及び具体的な対応方法の指導並びに委員会との連絡調整を行うものとする。
- 4 不当要求防止責任者は、前項に規定する業務のほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第14条第1項に規定する不当要求防止に係る責任者として、愛知県公安委員会が実施する講習の受講その他同法に定める不当要求の防止に係る業務を行うものとする。

（職員への配慮等）

第11条 市長は、職員が第4条第2項の報告を行ったことにより、職務上の不当な取扱いを受けることがないよう必要な配慮をする。

- 2 市長は、職員が、不当要求行為に対する正当な職務行為に起因して、不当な権利侵害を受けることがないよう必要な配慮をするとともに、不当な権利侵害を受けることとなった場合においては、警察その他の機関への連絡、弁護士のあっせん等必要な援助を行う。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。